

奨学金 経済支援ガイド

- ★日本学生支援機構奨学金
- ☆山梨県看護職員修学資金
- ★日本看護協会・民間団体の奨学金
- ☆その他の経済支援
 - 入学金・授業料減免制度
 - 教育訓練給付金制度

日本学生支援機構奨学金

この奨学金は国の奨学制度で、主として政府からの借入金と卒業生からの返還金によって運営されている貸与奨学金です。「第一種奨学金」(無利子)と「第二種奨学金」(有利子)があり、採用されると原則標準修業年限まで貸与を受けることができます。申込資格・選考基準を満たし、経済的な理由があれば、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます。

○貸与月額

第一種奨学金 50,000円 88,000円のどちらかを選択

第二種奨学金 50,000円 80,000円 100,000円
130,000円 150,000円の中から選択

入学時特別増額貸与奨学金(一時金・有利子)を希望の場合は100,000円～500,000円までの10万円単位の金額の中から選択できます。

○貸与期間

第一種奨学金 標準修業年限

第二種奨学金 標準修業年限
※ただし長期履修生は最長3年まで可。

○募集時期

4月(原則年1回)

○特に優れた業績による返還免除制度

第一種奨学金の貸与を受け、在学中に特に優れた業績を挙げた者は、奨学金の全額または一部の返還が免除される制度があります。詳細については、第一種奨学金貸与者にも個別に説明をします。

山梨県看護職員修学資金

山梨県では看護職員の養成施設及び大学院の修士課程に在学する方で、卒業又は修了後山梨県内で看護職員の業務に従事しようとする方に、無利子で修学資金を貸与し、学生の修学を容易にすることにより、山梨県における看護職員の確保及び資質の向上を図っています。養成施設を卒業後すぐに山梨県内の対象施設に看護職員として引き続き5年以上就業した場合には、貸与金額の全額または半額が免除されます。

○貸与月額

83,000円 (3ヶ月分を一括して貸与)

○貸与期間

標準修業年限

○募集時期

4月

日本看護協会・民間団体の奨学金

| 日本看護協会の奨学金 |

①国際看護師協会東京記念大会奨学金（貸与型）

日本看護協会は、わが国の看護を発展させ、国民への看護サービスを更に向上させる目的をもって看護の倫理的、実践的教育研修を受ける看護職員に対し奨学金を貸与します。

- 貸与期間 1年間
- 貸与金額 年額180万円以内を一括貸与
- 募集時期 4月

②石和美和子がん看護CNS奨学金（貸与型）

臨床あるいは地域看護の分野で実務経験があり、大学院でがん看護専門看護師教育課程等に在籍し、がん看護専門看護師登録後に保健医療分野の現場で2年以上就業する意思のある看護職に対し、奨学金を貸与します。

- 貸与期間 1年間
- 貸与金額 年額180万円以内を一括貸与
- 募集時期 4月

③高橋美智大学院教育(看護管理)奨学金（給付型）

看護管理に関する教育研究あるいは臨床をとおして看護の実践に貢献できる、看護系大学大学院において看護管理を専攻している者に対し、奨学金を給付します。

- 給付金額 60万円を一括給付
- 募集時期 6月

| 民間団体の奨学金 |

①木村看護教育振興財団専門看護師奨学金（給付型）

看護教育に関する助成事業の一環として、看護系大学大学院修士課程在籍の専門看護師育成のための奨学金です。

- 給付金額 60万円を一括給付
- 募集時期 12月～1月

②赤尾育英奨学会（給付型）

山梨県内の高等学校・大学・大学院に在学する生徒・学生のうち、学業・人物ともに優秀で、かつ健康であり、学資の支弁が困難と認められる者に経済的支援を行います。

- 支給月額 40,000円
- 支給期間 2年間
- 募集時期 4月

その他の経済支援制度

| 入学科・授業料減免制度 |

本学では経済的理由等により入学科・授業料の納入が困難であると認められる者に対し、選考の上予算の範囲内で入学科の全額または半額、授業料半期分の全額または半額を減免する制度を実施しています。減免の対象となるのは次の要件に該当し、かつ学業優秀と認められる場合に限りです。

○入学科減免対象者

- ①学費負担者が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困窮と認められるとき
- ②学費負担者が死亡又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困窮と認められるとき

○授業料減免対象者

- ①学費負担者が経済的理由により、授業料の納入が困難と認められるとき
- ②学費負担者が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困窮と認められるとき
- ③学費負担者が死亡又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困窮と認められるとき

| 教育訓練給付制度 |

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練給付を受講し、修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の制度です。

○給付対象者

雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方
※支給要件期間が3年以上(初回は1年以上)ある等の条件を満たしていることが必要です。

○給付額

受講生本人が支払った教育訓練経費の20%に相当する額
※10万円を上限とし、4千円を超えない場合は支給されません。

本看護学研究科は、平成25年より教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座に指定されています。

◎この制度の詳細は最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

奨学金を検討するにあたって

奨学金には、人物・学業成績が優秀な学生を育成するもの、前記に加えて経済的理由によって修学が困難な学生を支援するもの、採用後は標準修業年限まで受けることができるもの、単年度のみのものであります。いずれの奨学金も給付(返済義務のないもの)または貸与(修了後、返済義務の生じるもの)することにより、研究に専念し、高度な専門性を身につけ、社会に貢献し得る人材を育成することを目的としています。各自が在学中に要する経費、家庭からの援助など経済的設計を明確に認識したうえで、それぞれの奨学金の趣旨を理解し活用してください。

奨学金を申請する前に

1. 奨学金を申請する前にどのくらいの経済的支援が必要なのか考えてみましょう。
2. 貸与奨学金を利用した場合、返済するのは修了後の自分自身です。貸与額は自己責任の負える範囲に抑えるなど慎重に検討してください。
3. 虚偽の申請をした場合には採用が取り消されます。

★過去に日本学生選機構奨学金を利用していた方★
過去に日本学生支援機構奨学金を利用していた方で、現在返還している場合は、在学中返還を猶予することができますので大学事務室に申し出てください。申し出がない場合は在学中であっても返還が必要です。

山梨県立大学大学院看護学研究科

400-0062
山梨県甲府市池田1-6-1

電話: 055 (253) 7859